



## 第21回

### 今話題の 子育て支援のための公的融資制度について

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、「子育て支援のための公的融資制度」についてご紹介します。  
従業員やアルバイトの方などで該当する方がいれば、教えてあげてください。

## 1 子育て・介護支援融資（すくすく・ささえ）

子育て・介護支援融資 (すくすく・ささえ)	「妊娠中(本人又は配偶者)」、「子育て期間中」、又は「介護休業取得中」のいずれかに当てはまり、下記条件を全て満たす方 <input type="checkbox"/> 中小企業従業員 <input type="checkbox"/> 現在の勤務先に6か月(育児・介護休業者は1年)以上勤務 <input type="checkbox"/> 現住所に3か月以上居住 <input type="checkbox"/> 東京都内に在住又は在勤 <input type="checkbox"/> 住民税の滞納がない。 <input type="checkbox"/> 返済能力がある。 <small>※子育て期間：養育する子が20歳に達した後の最初の3月31日までの期間</small>		
資金使途	1. 妊娠から子育て期間中に要する費用 2. 育児・介護休業中の生活資金		
教育費の対象となる学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校、予備校、塾、外国の大学 など		
融資限度額	100万円	融資利率	1.5% (固定金利)
返済期間及び返済方法	5年以内(元利均等月賦返済) ただし、「育児・介護休業中の借入れ」は、下記の期間について元金返済を据え置くことができるものとし、返済は、据置期間経過後5年以内とします。 <small>※据置期間</small> ・子が1歳6か月に達するまでの育児休業期間(ただし、産後休業に引き続いて育児休業の取得が承認されている場合は、産後休業期間を含むことができます) ・介護休業期間：12か月を限度とします。		
保証料負担	東京都が全額負担します。		
融資窓口	中央労働金庫(都内本支店)・都内信用組合(都内本支店)		

詳しくは、東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 (TEL03-5320-4652) へ。

## 2 受験生の塾代や受験料を支援(チャレンジ支援貸付事業)

### (1) 内容 …

チャレンジ支援貸付事業は、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行うことによって、子供達の学習意欲をサポートする事業です。

(2) 入学すると返済免除 … 高校や大学等に入学した場合、返済が免除されます。

(3) 貸付の種類(2つ) … ①学習塾等受講料貸付金 上限20万円の無利子貸付

②受験料貸付金 … 高校受験料→上限5万400円 ※「4回分の受験料まで」とし、「1回分の上限は23,000円」  
大学受験料→上限10万5千円 ※「3回分の受験料まで」とし、「1回分の上限は35,000円」

### (4) 利用条件

次の内容のすべてを満たす必要があります。

世帯の生計中心者であること				
都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること (借受人及び対象となる子供)				
次のアまたはイのいずれかを満たすこと ア 単身世帯は課税所得が年額50万円以下、扶養者がある世帯は課税所得が年額60万円以下であること。 イ 総収入金額が一定基準以下であること。				
扶養人数	0人	1人	2人	3人
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下
※ 扶養人数1人の総収入(260万円)から、1人増えるごとに60万円加算します。 ※ 賃貸物件に居住の方は、年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合があります。				
預貯金等資産の保有額が600万円以下であること				
土地・建物を所有していないこと (現在住んでいる場所の土地、建物は除く)				
生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと				
他の公的資金の返済を滞納していないこと。				
他の公的資金の連帯保証人になり、返済を滞納していないこと。				
次のアまたはイに該当する子供(20歳未満)を養育している方 ア 学習塾等受講料貸付金の場合：中学3年生、高校3年生 イ 受験料貸付金の場合：中学3年生、高校3年生 ※ 高校3年生には、「高校等を卒業し、大学等の入学を希望する者」、「高等学校卒業程度認定試験合格者」を含む				

詳しくは、「お住まいの区市町村」の「生活安定応援窓口」にご相談下さい。



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

税制副委員長  
小林 蒼光